

# かながわ国際施策推進指針 (改定素案)

神奈川県

# 目次

|     |             |    |
|-----|-------------|----|
| I   | 指針改定の基本的考え方 | 1  |
| 1   | 指針の目的       |    |
| 2   | これまでの経緯     |    |
| 3   | 指針改定の趣旨     |    |
| II  | 神奈川の現状と課題   | 2  |
| 1   | 現状          |    |
| 2   | 国の動き        |    |
| 3   | 課題          |    |
| III | 基本目標と施策の方向  | 15 |
| 1   | めざす姿        |    |
| 2   | 基本目標        |    |
| 3   | 施策の方向       |    |
| IV  | 推進体制        | 23 |
| 1   | 庁内体制        |    |
| 2   | 外国籍県民等との連携  |    |
| 3   | 市町村などとの連携   |    |
| 4   | 民間などとの連携    |    |

# I 指針の基本的考え方

## 1 指針の目的

社会・経済のグローバル化・ボーダレス化が急速に進み、国と国、地域と地域、人と人の国際的な関係が一層の深まりをみせる中、気候変動、環境、人権、貧困、感染症などの地球規模の諸課題が、私たちの生活に大きな影響を及ぼすようになっていきます。

こうした中、県民が、国籍にかかわらず生きがいのある心豊かな暮らしを送ることができる多文化共生社会を作るためには、県と県民、NGO・NPO、市町村、企業などが共通認識のもとに連携し、それぞれが継続した取組みを進めることが重要です。

神奈川の魅力や先進的な取組みを世界に発信し、神奈川の強みを生かした積極的な取組みを進めるため、この指針では、国際施策を展開するに当たっての考え方、方向性を示すことにより、取組主体がそれぞれの立場での役割を果たすことを期待しています。

## 2 これまでの経緯

県では、国際施策の計画的な実施に向けて、1991（平成3）年5月に「かながわ国際政策推進プラン」を策定して以降、国際環境の変化に対応するために改定などを行いながら、様々な施策に取り組んでいます。

現行の「かながわ国際施策推進指針（第4版）」は、グローバル化の進展や海外からの観光客の増加、災害への対応、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定など、本県をとりまく国際環境や外国籍県民にかかわる状況の変化に対応するため、2017（平成29）年3月に改定しました。

|             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 1991（平成3）年  | 「かながわ国際政策推進プラン」            |
| 1997（平成9）年  | 「新かながわ国際政策推進プラン」           |
| 2000（平成12）年 | 「改訂新かながわ国際政策推進プラン」         |
| 2004（平成16）年 | 「かながわ国際施策推進指針」             |
| 2008（平成20）年 | 「かながわ国際施策推進指針（改定版）」        |
| 2013（平成25）年 | 「かながわ国際施策推進指針（第3版）」        |
| 2017（平成29）年 | 「かながわ国際施策推進指針（第4版）」        |
| 2024（令和6）年  | 「かながわ国際施策推進指針（第5版）」（※今回改定） |

## 3 指針改定の趣旨

現行指針の改定から7年が経過し、本県に cưす外国籍県民はさらに増加しており、海外との交流も増加しています。また、特定技能制度の創設など外国人材の受入れが進展し、それを踏まえた多文化共生施策の推進や「日本語教育の推進に関する法律」の施行に伴う日本語教育の推進など、国の動きにも対応する必要があります。さらに、コロナ禍を契機に顕在化した課題に対する支援も進めていく必要があります。

このような状況の変化に対応し、本県の国際施策の取組みを一層推進するため、かながわ国際施策推進指針を改定します。

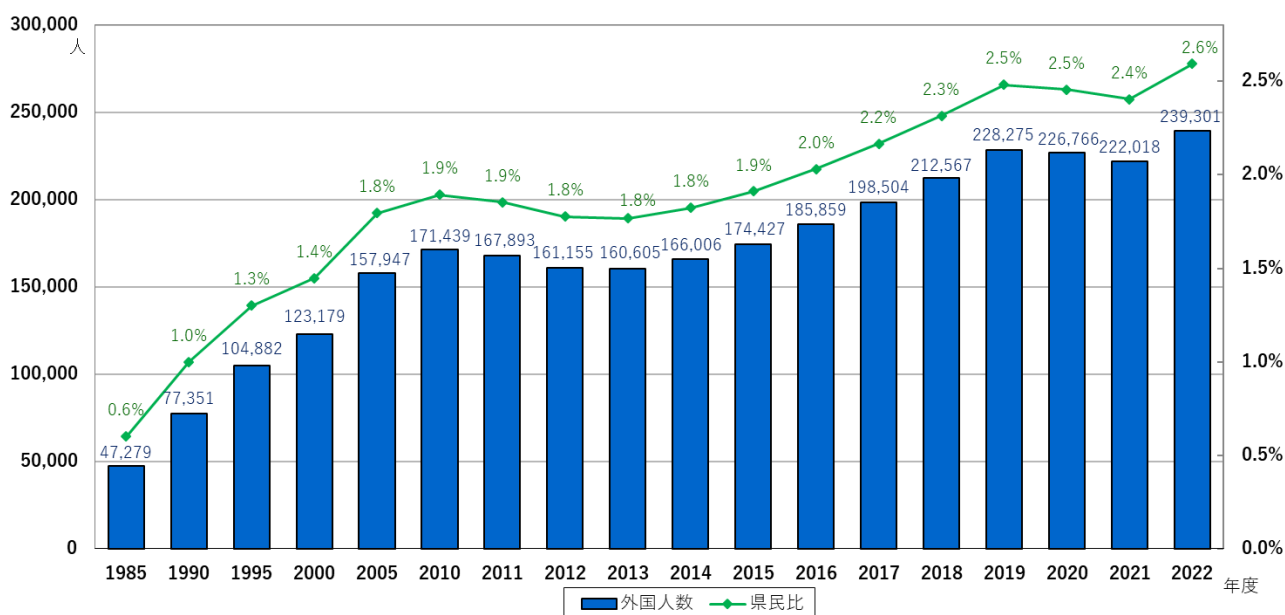
## Ⅱ 神奈川の現状と課題

### 1 現状

#### (1) 本県に 거주する外国籍県民の状況

県内の外国籍県民は、2023（令和5）年1月現在239,301人で、現在の集計方法となった2013（平成25）年1月の160,605人と比べ、約1.5倍に増加し、過去最高となりました。また、県の総人口に対する割合も増加傾向にあり、その割合は2.6%（県民の約39人に1人）となっています。

<図1 県内外国人数の推移と県民比>

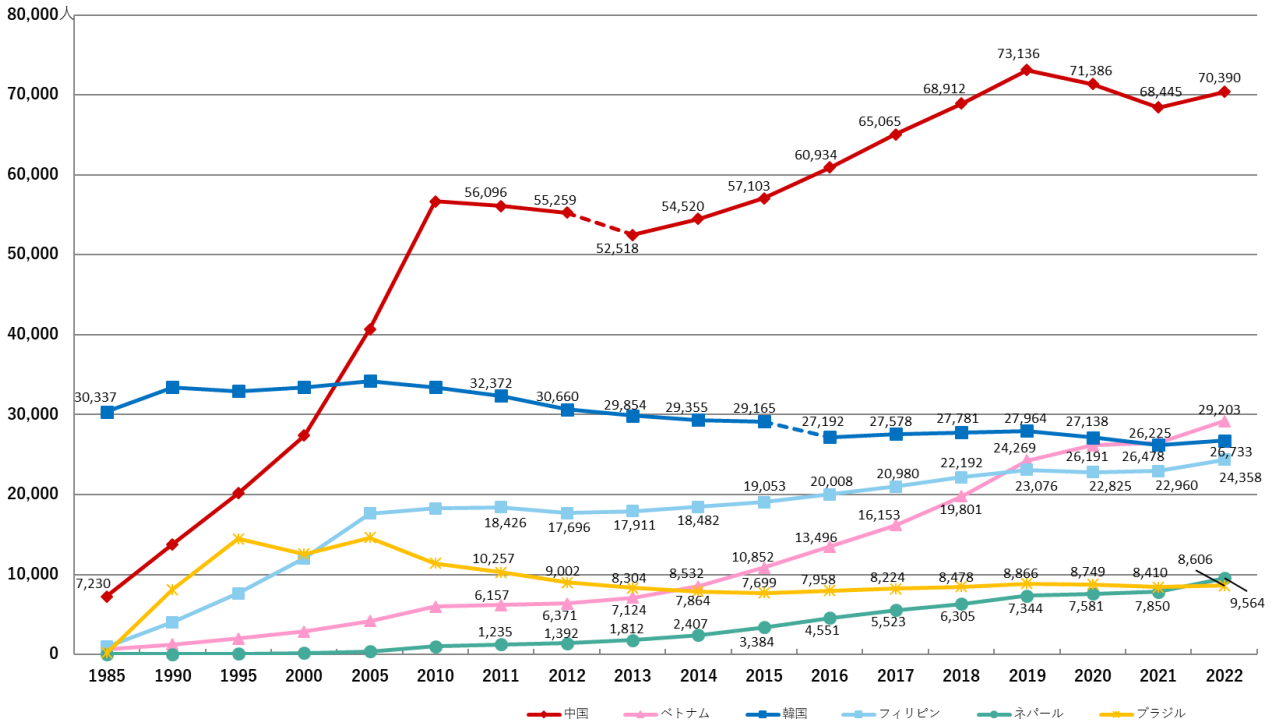


※ 2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数  
 （なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ）

県国際課調べ

また、県内の外国籍県民の国・地域の数も176と過去最高となり、国籍・地域別では、中国が70,390人と全体の29.4%を占め、続いて、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパールと続いています。なお、近年、ベトナムやネパールが大きく増加しており、2012年度と2022年度を比較すると、ベトナムが22,832人の増（約4.6倍）、ネパールが8,172人の増（約6.9倍）となっています。

<図2 主な6つの国・地域別外国人数（外国人登録者数）の推移>



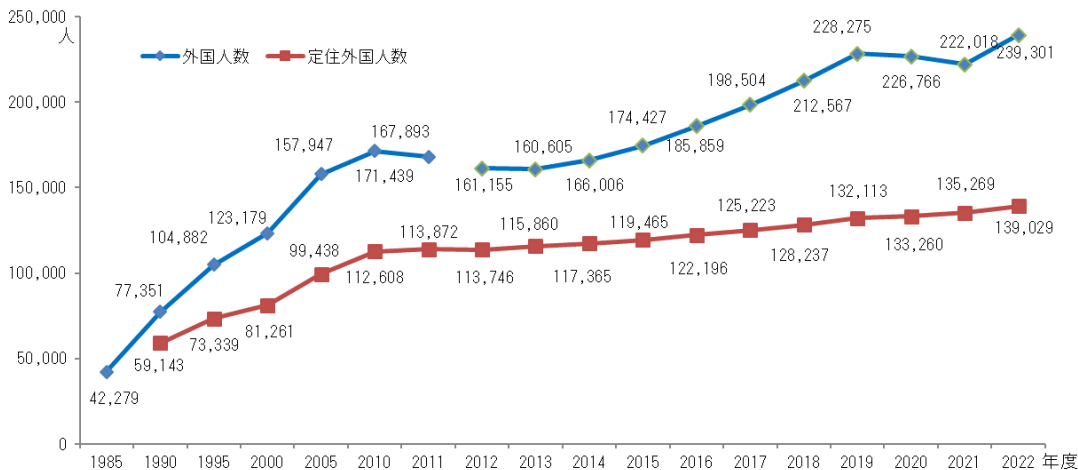
※1 2012年度以前は「中国」に台湾含む（2013年度「台湾」3,149人）

※2 2015年度以前は「韓国・朝鮮」として一括集計。2016年度から分離集計（2016年度「朝鮮」1,755人）

県国際課調べ

定住外国人（永住・定住などの在留資格を持ち、県内に生活の基盤を有し定住している外国籍県民。以下同じ。）は、2022（令和4）年度には、139,029人となり、2012（平成24）年度の113,746人と比べて約1.2倍となっていますが、県内外国人数の2012（平成24）年度から2022（令和4）年度への増加率（約1.5倍）に比べ、緩やかな増加となっています。

<図3 県内外国人数及び定住外国人数>



※ 外国人数は、2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数（なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ）

※ 定住外国人数については、1990年以前のデータはなし。

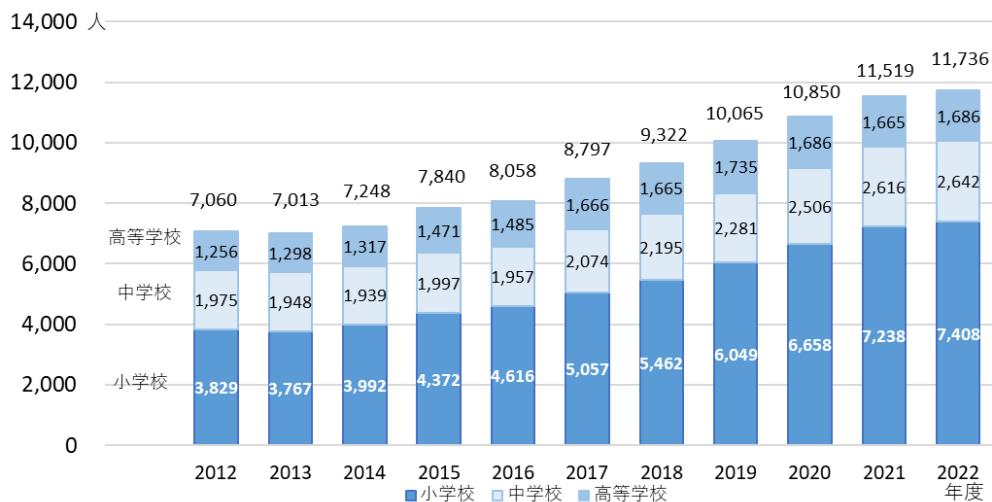
※ 定住外国人数については、「在留外国人統計（法務省）」の在留資格別在留外国人（総数）のうち、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者の在留資格を持つ者の数値を合計した数である。

県国際課調べ

## (2) 外国人児童生徒の状況

県内の小学校・中学校・高等学校に在籍する外国人児童生徒数は、2012（平成24）年度の7,060人から2022（令和4）年度には、11,736人と約1.7倍に増加しています。

<図4 県内の小学校・中学校・高等学校に在籍する外国人児童生徒数>



※ 各年度5月1日現在

神奈川県学校基本調査より県国際課作成

また、県内の公立学校に在籍する児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒は、2012（平成24）年度の3,634人から2021（令和3）年度には、7,298人と約2.0倍に増加しています。

<表1 日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（外国籍・日本国籍）>

(単位：人)

|        | 小学校   | 中学校   | 高等学校 | 義務教育学校 | 中等教育学校 | 特別支援学校 | 合計    |
|--------|-------|-------|------|--------|--------|--------|-------|
| 2012年度 | 2,284 | 868   | 469  | —      | 0      | 13     | 3,634 |
| 2014年度 | 2,833 | 999   | 462  | —      | 0      | 7      | 4,301 |
| 2016年度 | 3,395 | 1,098 | 642  | 5      | 0      | 9      | 5,149 |
| 2018年度 | 4,047 | 1,227 | 785  | 6      | 0      | 11     | 6,076 |
| 2021年度 | 5,078 | 1,435 | 757  | 21     | 0      | 7      | 7,298 |

※1 調査対象は公立学校のみ

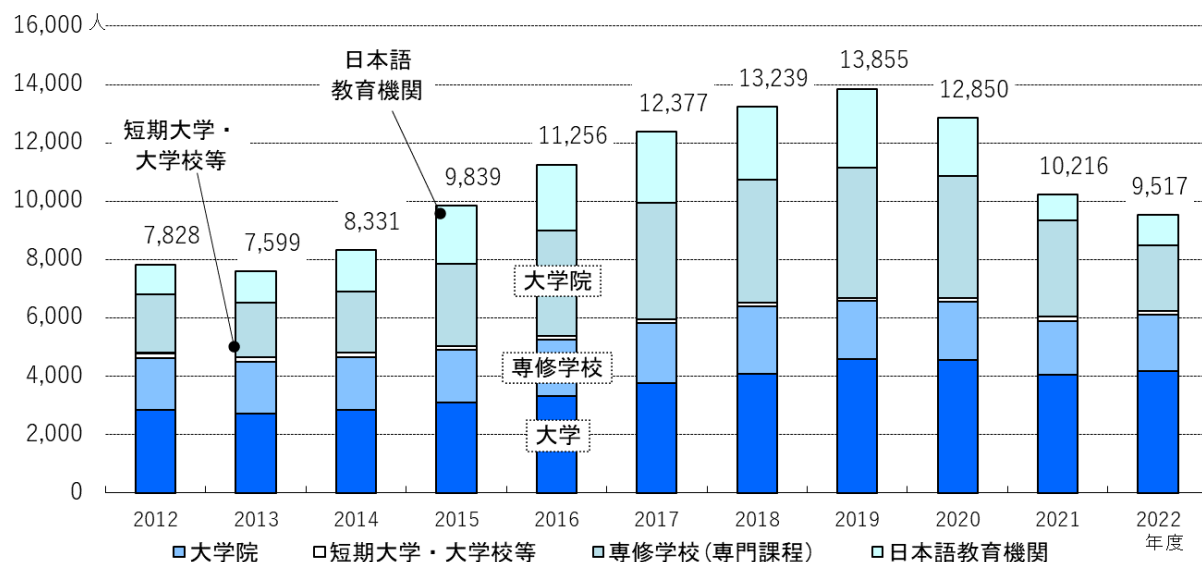
※2 各年度5月1日現在

日本語指導が必要な児童生徒受入れ状況等に関する調査（文部科学省）より県国際課作成

### (3) 外国人留学生の状況

県内の外国人留学生は、2013（平成25）年度以降増加しており、2019（令和元）年度には、過去最高の13,855人となりました。2020（令和2）年度以降は、新型コロナウイルス感染症による入国制限などにより、減少しています。

<図5 県内の外国人留学生数>



県国際課調べ

出身国・地域はアジアがベスト5を占め、中国が第1位を維持する一方、近年、ベトナム、ネパールの留学生が増加しています。また、出身国・地域数も、2012（平成24）年度の100に比べて2022（令和4）年度は120に増加しています。

<表2 出身国（地域）別留学生数（上位5か国（地域）の推移）>

(単位：人)

|        | 2012年度 |       | 2013年度 |       | 2014年度 |       | 2015年度 |       | 2016年度 |       | 2017年度 |       |
|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 1      | 中国     | 4,718 | 中国     | 4,386 | 中国     | 4,173 | 中国     | 4,514 | 中国     | 4,655 | 中国     | 5,171 |
| 2      | 韓国     | 1,173 | 韓国     | 1,007 | ベトナム   | 910   | ベトナム   | 1,492 | ベトナム   | 2,218 | ベトナム   | 2,401 |
| 3      | 台湾     | 224   | ベトナム   | 314   | 韓国     | 886   | ネパール   | 835   | ネパール   | 1,178 | ネパール   | 1,291 |
| 4      | タイ     | 201   | タイ     | 244   | ネパール   | 455   | 韓国     | 776   | 韓国     | 736   | 韓国     | 774   |
| 5      | ネパール   | 188   | 台湾     | 236   | タイ     | 306   | タイ     | 329   | 台湾     | 401   | 台湾     | 470   |
| 国(地域)数 | 100    |       | 108    |       | 110    |       | 115    |       | 116    |       | 120    |       |

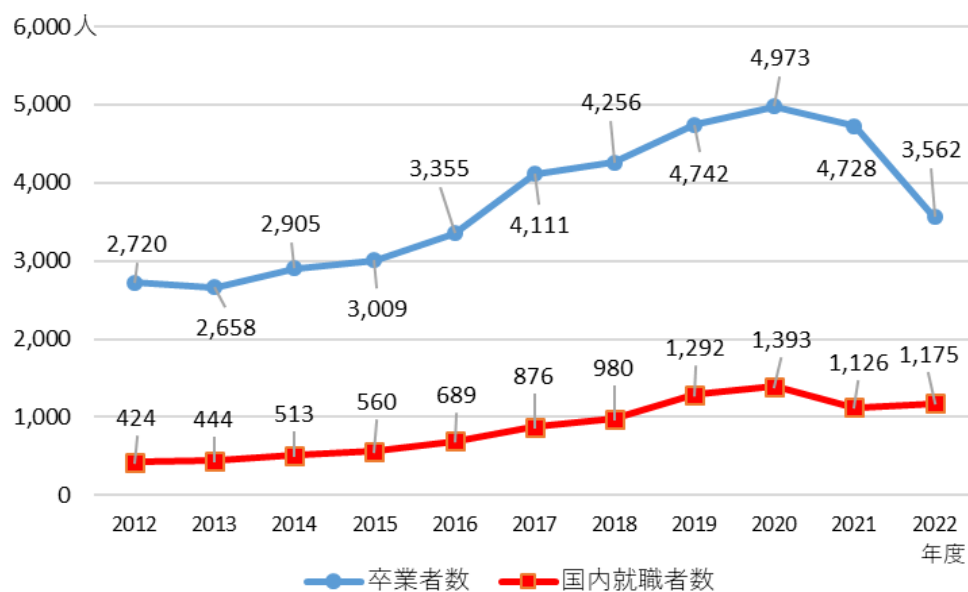
|        | 2018年度 |       | 2019年度 |       | 2020年度 |       | 2021年度 |       | 2022年度 |       |
|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 1      | 中国     | 5,815 | 中国     | 6,044 | 中国     | 5,990 | 中国     | 5,494 | 中国     | 5,001 |
| 2      | ベトナム   | 2,537 | ベトナム   | 2,484 | ベトナム   | 2,236 | ベトナム   | 1,695 | ベトナム   | 1,246 |
| 3      | ネパール   | 1,196 | ネパール   | 1,367 | ネパール   | 1,213 | ネパール   | 661   | 韓国     | 791   |
| 4      | 韓国     | 781   | 韓国     | 947   | 韓国     | 892   | 韓国     | 613   | ネパール   | 457   |
| 5      | 台湾     | 408   | 台湾     | 464   | 台湾     | 346   | 台湾     | 252   | 台湾     | 249   |
| 国(地域)数 | 127    |       | 121    |       | 113    |       | 107    |       | 120    |       |

※ 中国には香港、マカオを含む

県国際課調べ

卒業後に国内で就職した留学生は、2012（平成24）年度は424人でしたが、2022（令和4）年度には、1,175人と約2.8倍に増加しています。

<図6 県内留学生の卒業後の国内就職者数>



県国際課調べ



#### (4) 外国人労働者の状況

県内の外国人労働者数は、2012（平成24）年の39,983人から2022（令和4）年には、105,973人と約2.7倍に増加しています。

また、在留資格別に見ると、「身分に基づく在留資格」44,832人、「専門的・技術的分野」29,698人、「技能実習」13,191人の順に多くなっており、2012（平成24）年と比べ、「特定活動」が約14.1倍、「技能実習」が約5.2倍に増加しています。

<表3 外国人労働者の状況>

神奈川県 (単位：人)

|                               | 労働者数    | 身分に基づく<br>在留資格 | 専門的・<br>技術的分野 | 技能実習   | 資格外活動<br>(留学) | 資格外活動<br>(その他) | 特定活動  | 不明  |
|-------------------------------|---------|----------------|---------------|--------|---------------|----------------|-------|-----|
| 2012年                         | 39,983  | 24,334         | 7,551         | 2,515  | 4,256         | 1,039          | 284   | 4   |
| 2013年                         | 42,141  | 25,275         | 8,334         | 2,543  | 4,277         | 1,389          | 312   | 11  |
| 2014年                         | 46,906  | 26,842         | 9,429         | 3,077  | 5,521         | 1,645          | 388   | 4   |
| 2015年                         | 51,854  | 28,345         | 10,195        | 4,168  | 6,752         | 1,881          | 508   | 5   |
| 2016年                         | 60,148  | 30,618         | 12,064        | 5,960  | 8,581         | 2,194          | 726   | 5   |
| 2017年                         | 69,400  | 33,655         | 14,283        | 7,673  | 9,982         | 2,640          | 1,162 | 5   |
| 2018年                         | 79,223  | 36,308         | 16,893        | 9,776  | 11,505        | 2,959          | 1,752 | 30  |
| 2019年                         | 91,581  | 39,411         | 20,515        | 12,642 | 13,011        | 3,745          | 2,250 | 7   |
| 2020年                         | 94,489  | 40,440         | 22,322        | 14,046 | 10,896        | 4,393          | 2,385 | 7   |
| 2021年                         | 100,592 | 43,310         | 25,616        | 12,900 | 10,019        | 5,171          | 3,571 | 5   |
| 2022年                         | 105,973 | 44,832         | 29,698        | 13,191 | 9,106         | 5,145          | 3,996 | 5   |
| 2012年から<br>2022年への増<br>加割合(倍) | 2.7     | 1.8            | 3.9           | 5.2    | 2.1           | 5.0            | 14.1  | 1.3 |

全国 (単位：人)

|                               | 労働者数      | 身分に基づく<br>在留資格 | 専門的・<br>技術的分野 | 技能実習    | 資格外活動<br>(留学) | 資格外活動<br>(その他) | 特定活動   | 不明  |
|-------------------------------|-----------|----------------|---------------|---------|---------------|----------------|--------|-----|
| 2012年                         | 682,450   | 308,689        | 124,259       | 134,228 | 91,727        | 16,765         | 6,763  | 19  |
| 2013年                         | 717,504   | 318,788        | 132,571       | 136,608 | 102,534       | 19,236         | 7,735  | 32  |
| 2014年                         | 787,627   | 338,690        | 147,296       | 145,426 | 125,216       | 21,485         | 9,475  | 39  |
| 2015年                         | 907,896   | 367,211        | 167,301       | 168,296 | 167,660       | 24,687         | 12,705 | 36  |
| 2016年                         | 1,083,769 | 413,389        | 200,994       | 211,108 | 209,657       | 29,920         | 18,652 | 49  |
| 2017年                         | 1,278,670 | 459,132        | 238,412       | 257,788 | 259,604       | 37,408         | 26,270 | 56  |
| 2018年                         | 1,460,463 | 495,668        | 276,770       | 308,489 | 298,461       | 45,330         | 35,615 | 130 |
| 2019年                         | 1,658,804 | 531,781        | 329,034       | 383,978 | 318,278       | 54,616         | 41,075 | 42  |
| 2020年                         | 1,724,328 | 546,469        | 359,520       | 402,356 | 306,557       | 63,789         | 45,565 | 72  |
| 2021年                         | 1,727,221 | 580,328        | 394,509       | 351,788 | 267,594       | 67,009         | 65,928 | 65  |
| 2022年                         | 1,822,725 | 595,207        | 479,949       | 343,254 | 258,636       | 72,274         | 73,363 | 42  |
| 2012年から<br>2022年への増<br>加割合(倍) | 2.7       | 1.9            | 3.9           | 2.6     | 2.8           | 4.3            | 10.8   | 2.2 |

※ 各年10月末現在

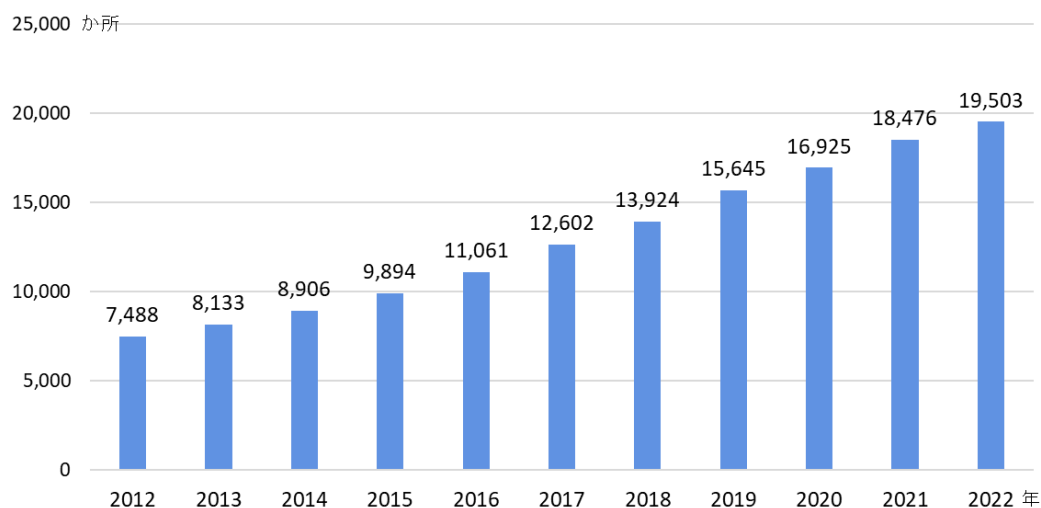
※ 数値は事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しない。

※ この集計には、特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者は含まれていない。

外国人雇用状況の届出状況まとめ（厚生労働省）より県国際課作成

さらに、外国人労働者を雇用する事業所の数は、2012（平成24）年の7,488か所から2022（令和4）年には、19,503か所と約2.6倍に増加しています。

<図7 県内の外国人雇用事業所数>



※ 各年10月末現在

外国人雇用状況の届出状況まとめ（厚生労働省）より県国際課作成

## (5) グローバル化の進展

経済連携協定（EPA）などにより、経済・社会のグローバル化が進展する中、世界的なデジタル化の進展や国際情勢を踏まえたサプライチェーンの再構築など、企業にとってもグローバル化は避けられないものとなっており、海外との間で、人や物、情報の交流が一層活発化することが見込まれます。

また、県内企業の国際化が進展しており、海外に進出する企業は増加傾向にあります。海外現地法人のうち、神奈川に本社のある法人の数は、2012（平成24）年は1,298法人でしたが、2021（令和3）年は、1,588法人に増加しています。

<表4 県内企業の海外進出数>

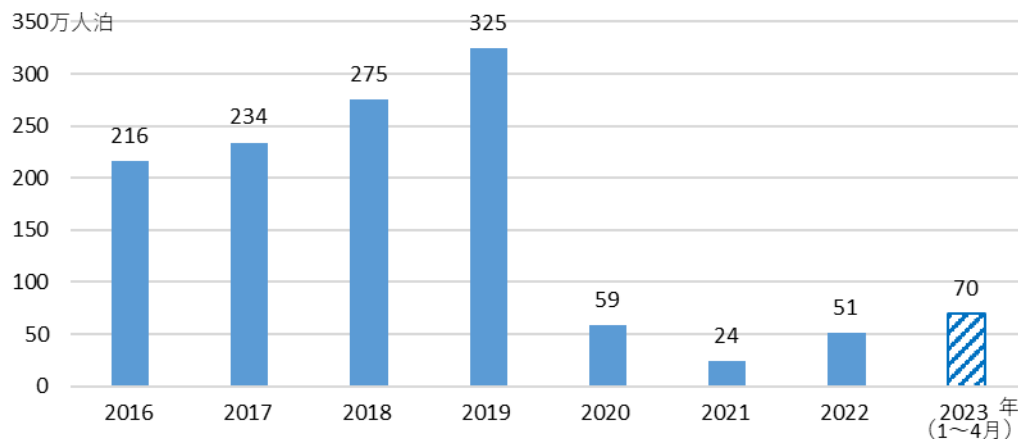
| 年  | 2012  | 2013  | 2014  | 2015  | 2016  | 2017  | 2018  | 2019  | 2020  | 2021  |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 1,298 | 1,329 | 1,435 | 1,473 | 1,498 | 1,458 | 1,488 | 1,539 | 1,609 | 1,588 |

海外進出企業総覧2022（東洋経済新報社）から県企業誘致・国際ビジネス課が検索して作成

## (6) 海外からの観光客の状況

日本を訪れた外国人旅行者は、2019（令和元）年には3,000万人を超え、本県の外国人延べ宿泊者数は、325万人泊となりました。2020（令和2）年に入ると、春以降は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う入国制限などが始まり、大幅に減少しましたが、2022（令和4）年は、前年に比べ増加しています。また、2023（令和5）年は、1月から4月までの4か月間で約70万人泊となっており、前年の年間実績を超えています。

<図8 外国人延べ宿泊者数（神奈川県）>



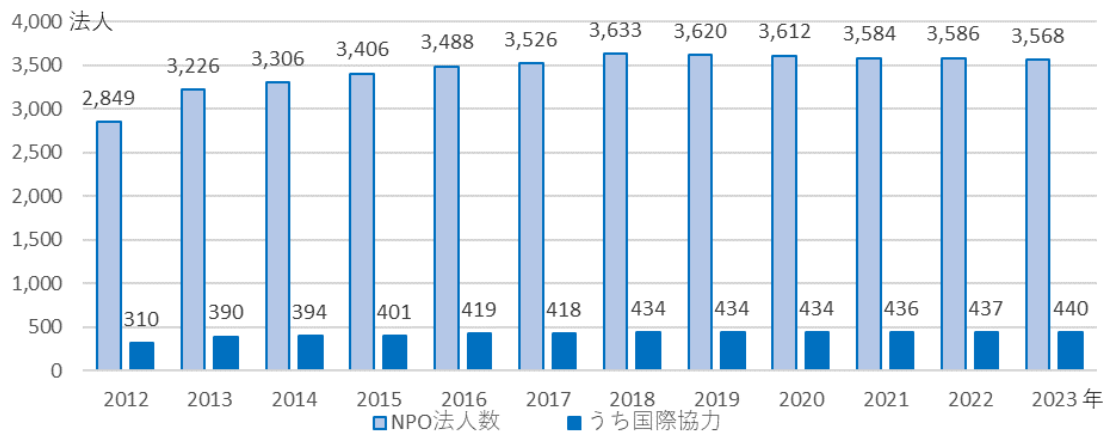
※ 2023年は1月～4月までの合計で速報値

宿泊旅行統計調査（観光庁）より県国際課作成

## (7) NGO・NPOの状況

本県で、国際協力を行うNGO・NPOは、活発に活動しています。その中でも、県または県内政令市の認証を受けている国際協力を行う特定非営利活動法人（NPO法人）の数は、2012（平成24）年の310法人から2023（令和5）年には、440法人に増加しています。

<図9 特定非営利活動促進法により県または県内政令市の認証を受けているNPO法人数>



※ 各年3月31日現在

県NPO協働推進課調べ

【NGO】 Non-Governmental Organization（非政府組織）の略。NGOは、国連に起源を持つ言葉で、元々は、国連が協力関係を持つ、国家間では解決しにくい難民問題などを扱う非営利組織を指して使われてきた呼称。本指針では、地球的規模の諸課題や地域の国際化などに取り組む非政府・非営利団体をいいます。

【NPO】 Non-Profit Organization（民間非営利団体）の略。本指針では、公益を目的とする非営利の民間の自主的な活動を行う特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）及び法人格を持たない団体をいいます。

【特定非営利活動促進法】 特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することなどにより、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として制定されました。

## (8) 関係団体などの状況

県内には、地域の国際化を推進するための中核的な役割を担う団体として、（公財）かながわ国際交流財団のほか、21市町に地域国際化協会などが設置されています。これらの団体は、県民やNGO・NPO、行政などと連携して国際交流・協力や外国籍県民支援などの活動を地域から展開しています。

また、国連世界食糧計画日本事務所、国際熱帯木材機関（ITTO）、（独法）国際協力機構（JICA）横浜国際センター、（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）など多くの国際的な機関が活動しています。

## 2 国の動き

### (1) 出入国管理及び難民認定法などの状況

人材の確保が困難な一部の産業分野などにおける人手不足に対応するため、2018（平成30）年12月に、出入国管理及び難民認定法が改正され、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」が創設されました。その後、深刻化する人手不足への対応として、2023（令和5）年6月に「特定技能2号」の対象が2分野から11分野へ拡大することが閣議決定されました。これにより、家族の帯同が認められる職種が拡大されることから、今後、外国籍県民の増加が見込まれます。

また、2023（令和5）年6月に改正された出入国管理及び難民認定法では、ウクライナ避難民など、難民の地位に関する条約上の難民ではないものの、難民に準じて保護すべき外国人を「補完的保護対象者」として認定し、保護する手続きを設けることになりました。「補完的保護対象者」として認定された場合、難民と同様に安定した在留資格で在留できるようになるため、外国籍県民として同様に支援する必要があります。

※ 難民とは、「難民の地位に関する条約」（難民条約）において「人種、宗教、国籍、政治的意見または特定の社会集団に属するという理由で、自国にいと迫害を受けるおそれがあるために他国に逃れ、国際的保護を必要とする人々」と定義されています。

### (2) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の推進

国は、在留資格「特定技能」の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組みを包括的に推進していく観点から、2018（平成30）年に短期的な課題への対応を示した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定するとともに、2022（令和4）年に中長期的な課題及び具体的施策を示した「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」を策定し、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進することとしています。

### (3) 地域における多文化共生施策の推進

国は、外国人住民の増加・多国籍化や気象災害の激甚化など、大きく変化している社会経済情勢を踏まえ策定した「地域における多文化共生推進プラン」を2020（令和2）年9月に改訂しました。地域の実情を踏まえた多文化共生施策を推進することが求められています。

### (4) 地域日本語教育の推進

2019（令和元）年6月に、「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体には、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務が規定されるとともに、地域の実情に応じ、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものと規定されました。

### (5) SDGsの状況

2015（平成27）年9月に行われた国連総会において、誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標を定めた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（SDGs）が全会一致で採択されました。

国内では、2016（平成28）年に、SDG s 推進本部が「SDG s 実施指針」を決定し、2019（令和元）年12月に改定されました。

「誰ひとり取り残さない」という、SDG s の基本的理念は、多文化共生社会の実現というめざす姿と一致するものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

### 3 課題

#### 【1】多文化共生の地域社会づくり

外国籍県民が増加傾向にあり、多様化も進展している状況において、国籍、民族、信仰や、文化の違いを越えて、多様性を理解し、一人ひとりが互いに認め合うこと（多文化理解の推進）がますます重要になってきています。また、外国籍県民等（国籍に関わらず外国にルーツがある方を含みます。以下同じ。）も地域でともにくらす一員として、まちづくりや地域づくりに主体的に参加し、言葉や習慣の壁などにより不便や疎外感を感じることなく、地域で活躍できる社会づくり（外国籍県民等との共生）への取組みを充実することがより一層求められています。

#### 【2】日本語教育の総合的な体制づくり

外国籍県民等が、地域社会の一員として安心して生活し、活躍できる社会を実現するためには、各地域において、外国籍県民等が生活に必要な日本語能力を身に付けることができる環境を整備することが重要です。また、外国籍県民等の増加に伴い、日本語学習ニーズも多様化することが見込まれます。そのため、日本語教育の推進に関する法律に規定されている、地方公共団体の責務などを踏まえ、国・市町村・県・関係機関などとの連携を強化しつつ、県内の地域における日本語教育の総合的な体制づくりが求められています。

#### 【3】外国につながる子どもたち(※)への支援

外国人児童生徒が増加し、日本語の指導が必要な児童生徒も増加していますが、「特定技能2号」の業務分野拡大により、今後、外国人労働者などの外国人材やその家族がさらに増えることが見込まれます。在日外国人の児童生徒や、海外から帰国した児童生徒、新たに来日した児童生徒など、外国につながる子どもたちの状況、国籍は多様であり、様々な指導や支援を必要とすることから、外国につながる子どもたちの教育機会の拡大や教育の充実が求められています。

※ 外国につながる子どもたち…「日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒」や「家族が外国にルーツを持つ児童・生徒」など、外国籍を持つ児童・生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景を持った児童・生徒のことを表しています。

#### 【4】外国人留学生への支援

外国人留学生の数は、新型コロナウイルス感染症による入国制限などにより、2019年度をピークに一時的に減少していますが、今後は再び増加することが見込まれることから、留学生の受入環境の整備が求められています。また、将来的な人手不足が懸念される中、専門的・技術的分野の人材として本県で中長期的に活躍してもらうため、本県で学び、卒業後に県内に就職する留学生を増加させることが求められています。

## 【5】外国人労働者への支援

外国人労働者及び雇用する事業者の数は年々増加していますが、「特定技能2号」の業務分野拡大により、今後、外国人労働者などの外国人材を雇用する企業がさらに増加することが見込まれます。そのため、労働相談の充実・多言語化や外国人労働者を雇用する企業などへの普及啓発を行うなど、外国人材が活躍できる環境づくりが求められています。

## 【6】災害時などにおける対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、生活困窮や社会的孤立など社会に潜在していた課題が顕在化しました。外国籍県民等が増えていることも踏まえ、災害時や感染症拡大時などに外国籍県民等の不安を軽減できるよう、多言語や「やさしい日本語」での情報提供・相談対応を行うなど、きめ細かい支援の充実が求められています。

## 【7】神奈川の特徴や強みを生かした国際展開や交流の推進

神奈川の魅力や先進的な取組みを世界に発信し、神奈川の強みを生かした積極的な施策を展開することにより、神奈川の地域や経済の活性化につなげるグローバル戦略の推進に向け、県内企業の海外展開への支援や外国人観光客の誘致など多様な分野における取組みが求められています。また、グローバル化の進展に対応した人づくりや海外とのネットワーク化を促進するとともに、神奈川の特徴を生かした国際協力や交流の推進が求められています。

## 【8】非核・平和意識の普及

核兵器廃絶についての国際的な取組みが進展しない状況の中、平和意識の普及啓発や核兵器廃絶に向けた継続的な取組みが求められています。

## 【9】県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進

県民の自主的な活動が活発化する中で、国際施策の推進に当たっては、県をはじめとする行政だけでなく、企業、NGO・NPOや国際交流団体など、様々な主体が協働・連携し、相互の特徴を生かして活動することが求められています。

拉致問題については、2002（平成14）年に北朝鮮が日本人拉致をはじめて認め、5人の拉致被害者が帰国しましたが、その他の被害者については現在も救出を待っており、特定失踪者（※）を含む拉致問題の一日も早い解決が求められています。

※ 特定失踪者…民間団体である「特定失踪者問題調査会」が、「北朝鮮による拉致かもしれない」という失踪者の御家族の届出などを受けて、独自に調査の対象としている失踪者のことを表しています。



## Ⅲ 基本目標と施策の方向

### 1 めざす姿

一人ひとりが互いの個性を理解し、尊重する多文化理解が、すべての国際施策の基礎となります。地球規模で発生する諸課題に対応し、すべての人が心豊かな平和な暮らしを送ることができる社会を作ることを、県民一人ひとりが意識する「幅広い協働と連携による平和な多文化共生社会の実現」をめざします。

また、多くの外国籍県民等がくらす国際色豊かな神奈川の魅力や先進的な取組みを世界に強力に発信して、県民ぐるみで地域や経済の活性化を図る「神奈川の強みを生かしたグローバル戦略の展開」をめざします。

### 2 基本目標

めざす姿の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、行政だけでなく企業や団体、県民一人ひとりが協働・連携して将来にわたり持続的に活動するために、めざすべき方向と県の取り組む施策を示し、戦略的に国際施策の推進を図ります。

県民や企業・団体の皆様と共にめざす方向

#### ① 多文化共生の地域社会づくり

県民や企業、NGO・NPOなどと県が共に、国籍、民族、信仰や、文化の違いを越えて、多様性を理解し、一人ひとりが互いに認め合うこと（多文化理解の推進）や、外国籍県民等も地域で共にくらす一員として、まちづくりや地域づくりに主体的に参加し、言葉や習慣の壁などにより不便や疎外感を感じることなく、地域で活躍できる社会づくりをめざします。

県では、地域や学校教育における多文化理解の推進や、外国籍県民等がくらしやすい環境づくりのほか、日本語教育や外国につながる子どもたちの教育などの充実に取り組みます。また、神奈川でくらし、学ぶ留学生への支援を行うとともに、災害時や感染症拡大時などにおける支援を行い、県民一人ひとりが心豊かに安心してくらすことのできる多文化共生の地域社会づくりを進めます。

#### ② 神奈川の強みを生かした国際展開

社会・経済のグローバル化、ボーダレス化が加速する中、神奈川と国際社会・経済との結びつきはますます強まっています。こうした中、本県の強みの源である多様性を生かし培ってきた文化や技術、産業、観光など様々な分野における先進的な取組みなどを、米国や欧州、経済成長の著しいベトナムなど様々な国や地域との相互利益となるような形で国際展開することをめざします。

県では、県内中小企業の海外展開に向けた支援や、外国企業や外国人観光客の誘致に取り組みます。また、海外のライフサイエンス産業先進地域と協力し、最先端医療・最新技術の追求と「未病（ME-BYO（みびょう））の改善」を融合して超高齢社会に対応する新しい社会システムづく

りをめざす県の政策「ヘルスケア・ニューフロンティア」を進め、その取組みを世界に発信します。さらに、「マグカルの推進」により、神奈川の文化の魅力を発信します。こうした取組みにより、海外から人や企業を神奈川に引きつけ、神奈川の地域や経済の活性化につなげます。

### ③ グローバル人材などの活躍促進

グローバル化が進む中、異なる文化や多様性などを理解し、関係を構築できるコミュニケーション能力を有し、様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育てるとともに、外国人材が地域の一員として活躍できる働きやすい環境づくりをめざします。

県では、神奈川の強みを生かした海外からの研修員の受入れなど、神奈川の特徴を生かした国際協力・交流の推進や、国際化に対応した教育などを通じ、国際社会で活躍できる多様な人材を育成します。また、看護・介護人材やものづくりの担い手を海外から受け入れ、支援に取り組むなど、外国人材の活躍を促進するとともに、労働相談や日本語教育などの実施により、外国人材が働きやすい環境づくりを進めます。

### ④ 非核・平和意識の普及

ウクライナをはじめ混迷を深める世界情勢にあって、人類普遍の願いである核兵器の廃絶と恒久平和の実現を県民一人ひとりが、弛まず認識することをめざします。

県では、平和な風土づくりに向けて、非核・平和意識の普及を図るとともに、「神奈川非核兵器県宣言」の趣旨の普及・啓発などに引き続き取り組みます。

### ⑤ 県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進

国際的な活動へのニーズが複雑化・多様化する中、国際交流、国際協力、外国籍県民等の支援などの様々な分野の課題を共有し、その解決を図っていくために、行政だけではなく、県民、NGO・NPO、企業など、地域で活動する多様な主体が協働して取り組んでいくことをめざします。

県では、県民、NGO・NPO、企業、市町村など、地域の多様な担い手の国際活動を支援するとともに、国際施策推進に向けた協働・連携を引き続き促進します。

また、関係自治体と連携して国や米国側に米軍基地に起因する様々な基地問題の解決を求めるとともに、県内に所在する米軍基地との災害時などにおける連携を進めます。

国際的に重大な問題である拉致問題の一日も早い解決をめざすため、県民の拉致問題への関心・理解を深め、この問題の風化を防止します。

### 3 施策の方向

基本目標の達成に向けて、施策の方向を示すとともに、施策の展開に基づいて、具体的な取り組みを進めます。

#### 基本目標1 多文化共生の地域社会づくり

##### (1) 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり

外国籍県民等が地域で生き生きとくらす環境づくりのため、外国籍県民等のための総合的な相談体制や多言語・やさしい日本語での情報提供を充実するとともに、医療機関や公的機関への通訳派遣や、住居への入居支援など、くらしにかかわる各分野の施策を推進します。なお、取り組みに当たっては、本県にくらす外国籍県民等とも力を合わせ、外国籍県民等の地域社会づくりへの参加を促進します。また、外国籍県民等にかかわるヘイトスピーチをはじめとした人権問題や法律・制度の改善に取り組みます。

###### [施策の展開]

- 外国籍県民等のための相談体制や情報提供の充実・促進
- 外国籍県民等への生活支援の充実
- 外国籍県民等への医療・福祉サービスの推進
- 外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進
- 外国籍県民等の県政への参加促進
- 外国籍県民等の人権の尊重
- 外国籍県民にかかわる法律・制度の改善

##### (2) 日本語教育の充実

外国籍県民等が地域社会で安心して生活するために必要となる日本語を学ぶことができる環境を整えるため、県内の地域における日本語教育の総合的な体制づくりを図るとともに、各地域の実情に応じた日本語教育の充実を図ります。

###### [施策の展開]

- 市町村や関係機関などと連携した地域日本語教育体制の整備
- 地域の日本語教育活動を支える人材育成とネットワークづくり
- 地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進
- 外国につながるのある子どもたちの日本語教育の推進
- 企業などへの日本語教育の普及

### (3) 外国につながる子どもたちの教育などの充実

公立高校の入学者選抜の制度などの多言語での広報など、教育機会の拡大を図るほか、地域人材による日本語指導を中心とした支援や、県立高校への多文化教育コーディネーターや通訳の派遣などの支援や、外国につながる子どもたちの教育などの充実に向けた取組みを進めます。

#### [施策の展開]

- 外国につながる子どもたちの教育機会の拡大
- 外国につながる子どもたちの教育の充実

### (4) 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援

神奈川でくらし、学ぶ留学生のための生活・就職相談や交流の場の提供など、「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」を運営するほか、大学、NGO・NPO、企業などと連携した支援や、県内で就職するための支援を行い、留学生と地域をつなぐ取組みを進めます。

#### [施策の展開]

- 「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」を中心とした留学生支援の拡充
- 大学、NGO・NPO、企業などと連携した留学生のための支援
- 卒業・修了後における県内での就職支援

### (5) 災害時などにおける支援の充実

災害時や感染症拡大時などにおける多言語・やさしい日本語での情報の提供など外国籍県民等に対する支援体制の充実を市町村や関係機関と連携して取り組みます。

#### [施策の展開]

- 災害時などにおける外国籍県民等向けの情報提供の推進
- 災害通訳ボランティアの拡大、研修の実施

### (6) 多文化理解の推進

多文化理解を推進するため、地域における学習機会や情報の提供を行うとともに、多文化共生をテーマにしたイベントなどを開催します。また、学校において、多文化理解を深める研修などを実施するとともに、外国籍県民等を支援する方々への研修や、県民向けのセミナーなどを行います。

#### [施策の展開]

- 地域における多文化理解の推進
- 学校教育における多文化理解の推進
- 多文化理解を深めるための講座・研修などの実施・充実

### (7) 県内企業の海外展開支援と外国企業の誘致

高度な技術を持つ中小企業の海外への販路拡大を促進するため、海外での事業展開に関する情報提供や相談会の開催などにより海外展開を支援します。また、外国企業を誘致するため、海外プロモーション活動や外国企業の立ち上げに係る支援などを行います。

#### [施策の展開]

- 中小企業の海外展開に向けた支援
- 海外プロモーションなどによる外国企業の誘致

### (8) 「ヘルスケア・ニューフロンティア」の推進・発信

米国や欧州、アジアなど、海外のライフサイエンス産業の先進地域及びWHOとの連携により、ME-BYOコンセプトや「いのち輝く社会/Vibrant INOCHI」の発信に取り組むとともに、最先端医療や未病産業の国際展開を促進します。

#### [施策の展開]

- 最先端医療や未病産業などにおける国際展開の戦略的推進
- 外国企業などの誘致や、県内企業などの海外展開の促進
- 世界保健機関（WHO）との連携を通じたヘルスケア関連施策の取組み発信

### (9) 外国人観光客の誘致促進

外国人観光客の観光データの活用などによる観光資源の発掘・磨き上げやウェブサイトなどによる観光情報の発信を行うとともに、海外の観光レップ（※）などを通じたプロモーションを実施します。また、専門性の高いガイド人材の育成や観光関連施設の環境整備など、外国人観光客の満足度向上につながるよう受入環境整備に取り組めます。

※ 海外レップ：外国人観光客誘致のためのセールス活動や情報提供、プロモーションを目的として、現地メディアや現地旅行事業者に向けて、自治体や事業者の代理としてセールスプロモーションを行う事業者のこと。

#### [施策の展開]

- 外国人観光客のニーズ調査などの観光データの活用
- 観光資源の発掘・磨き上げと外国語観光情報ウェブサイトなどによる観光情報の発信
- 外国人観光客の誘致を図るプロモーションの実施
- 観光人材の育成や外国人観光客の受入環境整備

## (10) 「マグカル」の推進

文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域の賑わいを創出する「マグカル」の取組みを全県で展開し、世界に向けて神奈川の文化の魅力を発信します。

### [施策の展開]

- 神奈川発の魅力的なコンテンツの創出、マグカルの全県的な展開

## 基本目標3 グローバル人材などの活躍促進

## (11) 神奈川の特徴を生かした国際協力・交流の推進

開発途上地域などの発展に資する中堅人材や指導者層、技術習得のための研修員の受入れ・研修を実施し、人材を育成します。また、県、中国・遼寧省、韓国・京畿道の青少年とのスポーツ・文化交流事業など、友好交流先を中心とした交流や国際機関との連携を進めます。

### [施策の展開]

- 留学生など神奈川に親しみを持つ国内外の外国人などのネットワーク化をめざす「かながわ国際ファンクラブ」の充実
- 大学、NGO・NPO、企業などと連携した留学生のための支援【再掲】
- 友好交流先との国際交流の推進
- 国際会議などの誘致・開催
- 多様な分野における人材育成と指導者などの派遣
- 地球環境分野における国際機関との連携

## (12) 国際社会で活躍できる人材の育成

既存の国際バカロレア認定校や新たな設置に係る環境整備や国際化に対応した教育などを通じ、国際社会で活躍できる国際性豊かな人材を育成します。あわせて、国際交流活動の支援などを行います。

### [施策の展開]

- 国際バカロレア認定校や設置に向けた環境整備の実施
- 国際化に対応した教育の推進
- 青少年の国際理解・体験活動の支援
- 外国語に関する研修などの実施・充実
- 地球市民（※）学習の推進

※ 地球市民…自分の生まれた国や地域を愛し、国民・住民としての責任を自覚すると同時に、地球規模の諸課題の解決に向けて身近なことから行動する人々のことを表しています。

### (13) 外国人材の活躍促進

留学生の県内企業への就職・県内定着に向けて、合同会社説明会や就職支援講座を開催するほか、外国人看護師・介護福祉士候補者の資格取得に向けた支援体制の整備、県立産業技術短期大学校での留学生受入れや、企業での外国人家事支援人材の受入れを進めます。

#### [施策の展開]

- 留学生の県内企業への就職に向けた支援
- 外国人看護師・介護福祉士候補者の資格取得支援の推進
- 県立産業技術短期大学校の留学生受入れ
- 外国人家事支援人材の受入れ

### (14) 外国人材が働きやすい環境づくり

外国人労働者の県内定着のため、労働相談の充実・多言語化や外国人材を雇用する企業などへの普及啓発を行い、外国人が活躍できる環境づくりを促進します。

#### [施策の展開]

- 労働相談の充実・多言語化
- 企業への適正な労働環境などの普及

## 基本目標4 非核・平和意識の普及

### (15) 非核・平和意識の普及

平和な風土づくりに向けて、平和の尊さ、戦争の悲惨さを、次の世代にしっかりと継承するとともに、「神奈川非核兵器県宣言」の趣旨の普及・啓発や県内非核宣言自治体との連携を行います。

#### [施策の展開]

- 非核・平和意識の普及

### (16) 県民活動への支援や協働・連携

県民の国際活動を支援・促進するとともに、その活動が効果的に展開されるよう、(公財) かながわ国際交流財団をはじめ、NGO・NPO、市町村、企業、関係団体などと県との協働・連携の促進を図ります。

#### [施策の展開]

- 県民の国際活動の支援・促進
- (公財) かながわ国際交流財団との連携
- 協働・連携による国際施策の推進

### (17) 基地対策の推進

県では、県内米軍基地の整理・縮小及び返還を関係自治体と連携をとりながら促進します。

また、基地周辺住民の安全・福祉の確立と良好な生活環境を確保するため、基地周辺対策を関係自治体と連携して国などに働きかけます。

さらに、災害時における米軍との相互応援など、基地との連携を推進します。

#### [施策の展開]

- 基地の整理・縮小及び返還の促進
- 基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保
- 基地との連携の推進

### (18) 拉致問題の風化防止と県民の理解促進

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、国や市町村、支援団体などと連携して、拉致問題の風化防止と県民の理解促進に取り組みます。

#### [施策の展開]

- 特定失踪者を含めた拉致問題の理解促進
- 拉致問題の風化防止に向けた市町村、支援団体などとの連携
- 拉致問題への理解と関心を深める教育の推進
- 拉致問題の解決に向けた働きかけ



## VI 推進体制

### 1 庁内体制

庁内に「かながわグローバル戦略推進本部」(※)を設置し、各ワーキンググループを設けて、全庁横断的に取り組みます。

※ かながわグローバル戦略推進本部…知事をトップとし、各局の局長などで構成され、県の国際施策を、総合的、機動的に進めていくために設置された組織。

### 2 外国籍県民等との連携

「外国籍県民かながわ会議」などを通じて、外国籍県民等と協働・連携して国際施策に取り組みます。

### 3 市町村などとの連携

市町村とは、それぞれ役割分担を明確にし、それぞれの特性を生かせるよう、「かながわ自治体の国際政策研究会」や「市町村等連絡調整会議（地域日本語教育）」などの場を通じて、より連携を強めた取り組みを進めます。

また、外国籍県民等の災害時支援など県域を越えて取り組むことが効果的な施策については、他都道府県との広域的な連携に取り組みます。

### 4 民間などとの連携

学識者、民間団体、市町村、NGO・NPOなどの代表者からなる「かながわ国際政策推進懇話会」の意見などを踏まえ、国際施策に取り組みます。

また、多文化共生や国際交流・協力事業のノウハウ、専門性、NGO・NPOとのネットワークなどを持っている（公財）かながわ国際交流財団、（独法）国際協力機構（JICA）、（一財）自治体国際化協会などと連携し、県民の国際活動の支援に取り組みます。

かながわ国際推進指針改定素案 施策体系

| <基本目標>                     | <施策の方向>                        | <施策の展開>  |
|----------------------------|--------------------------------|--|
| 1<br>多文化共生の<br>地域社会づく<br>り | (1)<br>外国籍県民等がくらしやすい環境づくり      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外国籍県民等のための相談体制や情報提供の充実・促進</li> <li>■ 外国籍県民等への生活支援の充実</li> <li>■ 外国籍県民等への医療・福祉サービスの推進</li> <li>■ 外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進</li> <li>■ 外国籍県民等の県政への参加促進</li> <li>■ 外国籍県民等の人権の尊重</li> <li>■ 外国籍県民にかかわる法律・制度の改善</li> </ul> |
|                            | (2)<br>日本語教育の充実                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村や関係機関などと連携した地域日本語教育体制の整備</li> <li>■ 地域の日本語教育活動を支える人材育成とネットワークづくり</li> <li>■ 地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進</li> <li>■ 外国につながるのある子どもたちの日本語教育の推進</li> <li>■ 企業などへの日本語教育の普及</li> </ul>                     |
|                            | (3)<br>外国につながるのある子どもたちの教育などの充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外国につながるのある子どもたちの教育機会の拡大</li> <li>■ 外国につながるのある子どもたちの教育の充実</li> </ul>   |
|                            | (4)<br>神奈川でくらし学ぶ留学生への支援        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」を中心とした留学生支援の拡充</li> <li>■ 大学、NGO・NPO、企業などと連携した留学生のための支援</li> <li>■ 卒業・修了後における県内での就職支援</li> </ul>  |
|                            | (5)<br>災害時などにおける支援の充実          | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害時などにおける外国籍県民等向けの情報提供の推進</li> <li>■ 災害通訳ボランティアの拡大、研修の実施</li> </ul>   |
|                            | (6)<br>多文化理解の推進                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域における多文化理解の推進</li> <li>■ 学校教育における多文化理解の推進</li> <li>■ 多文化理解を深めるための講座・研修などの実施・充実</li> </ul>  |
| 2<br>神奈川の強みを生かした国際展開       | (7)<br>県内企業の海外展開支援と外国企業の誘致     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中小企業の海外展開に向けた支援</li> <li>■ 海外プロモーションなどによる外国企業の誘致</li> </ul>   |
|                            | (8)<br>「ヘルスケア・ニューフロンティア」の推進・発信 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最先端医療や未病産業などにおける国際展開の戦略的推進</li> <li>■ 外国企業などの誘致や、県内企業などの海外展開の促進</li> <li>■ 世界保健機関（WHO）との連携を通じたヘルスケア関連施策の取組み発信</li> </ul>  |
|                            | (9)<br>外国人観光客の誘致促進             | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外国人観光客のニーズ調査などの観光データの活用</li> <li>■ 観光資源の発掘・磨き上げと外国語観光情報ウェブサイトなどによる観光情報の発信</li> <li>■ 外国人観光客の誘致を図るプロモーションの実施</li> <li>■ 観光人材の育成や外国人観光客の受入環境整備</li> </ul>   |
|                            | (10)<br>「マグカル」の推進              | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 神奈川発の魅力的なコンテンツの創出、マグカルの全県的な展開</li> </ul>  |

| <基本目標>                     | <施策の方向>                       | <施策の展開>  |
|----------------------------|-------------------------------|--|
| 3<br>グローバル人材などの活躍促進        | (11)<br>神奈川の特徴を生かした国際協力・交流の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 留学生など神奈川に親しみを持つ国内外の外国人などのネットワーク化をめざす「かながわ国際ファンクラブ」の充実</li> <li>■ 大学、NGO・NPO、企業などと連携した留学生のための支援【再掲】</li> <li>■ 友好交流先との国際交流の推進</li> <li>■ 国際会議などの誘致・開催</li> <li>■ 多様な分野における人材育成と指導者などの派遣</li> <li>■ 地球環境分野における国際機関との連携</li> </ul> |
|                            | (12)<br>国際社会で活躍できる人材の育成       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国際バカロレア認定校や設置に向けた環境整備の実施</li> <li>■ 国際化に対応した教育の推進</li> <li>■ 青少年の国際理解・体験活動の支援</li> <li>■ 外国語に関する研修などの実施・充実</li> <li>■ 地球市民学習の推進</li> </ul>  |
|                            | (13)<br>外国人材の活躍促進             | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 留学生の県内企業への就職に向けた支援</li> <li>■ 外国人看護師・介護福祉士候補者の資格取得支援の推進</li> <li>■ 県立産業技術短期大学の留学生受入れ</li> <li>■ 外国人家事支援人材の受入れ</li> </ul>  |
|                            | (14)<br>外国人材が働きやすい環境づくり       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 労働相談の充実・多言語化</li> <li>■ 企業への適正な労働環境などの普及</li> </ul>   |
| 4<br>非核・平和意識の普及            | (15)<br>非核・平和意識の普及            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 非核・平和意識の普及</li> </ul>   |
| 5<br>県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進 | (16)<br>県民活動への支援や協働・連携        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県民の国際活動の支援・促進</li> <li>■ (公財)かながわ国際交流財団との連携</li> <li>■ 協働・連携による国際施策の推進</li> </ul>   |
|                            | (17)<br>基地対策の推進               | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基地の整理・縮小及び返還の促進</li> <li>■ 基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保</li> <li>■ 基地との連携の推進</li> </ul>   |
|                            | (18)<br>拉致問題の風化防止と県民の理解促進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特定失踪者を含めた拉致問題の理解促進</li> <li>■ 拉致問題の風化防止に向けた市町村、支援団体などとの連携</li> <li>■ 拉致問題への理解と関心を深める教育の推進</li> <li>■ 拉致問題の解決に向けた働きかけ</li> </ul>   |